⑷　対象ＩＣ

・上り線

１）敦賀ジャンクション（以下､「ＪＣＴ」という。）～米原ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ及び木之本ＩＣ	北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ､彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ

２）木之本ＩＣ～長浜ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ及び木之本ＩＣ	北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ､彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ

・下り線

１）米原ＩＣ～敦賀ＪＣＴ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ､彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ	北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、木之本ＩＣ及び敦賀ＩＣ

２）長浜ＩＣ～木之本ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ､彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ	北陸自動車道　木之本ＩＣ及び敦賀ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下､「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う対面通行規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

１）令和８年４月25日から令和８年５月６日まで。

２）令和８年８月６日から令和８年８月16日まで。

３）令和８年９月19日から令和８年９月23日まで。

⑷　対象ＩＣ

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　金沢森本ＩＣから美川ＩＣまでの各ＩＣ	北陸自動車道　能美根上スマートＩＣから加賀ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　能美根上スマートＩＣから加賀ＩＣまでの各ＩＣ	北陸自動車道　金沢森本ＩＣから美川ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第16号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）1.⑵⑥ニについて、以下のとおり変更いたしますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年４月24日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　縄田　　正

ニ　適用除外日

令和８年４月25日から令和８年５月６日まで、令和８年７月18日から令和８年７月20日まで、令和８年８月８日から令和８年８月16日まで、令和８年９月19日から令和８年９月23日まで、令和８年10月10日から令和８年10月12日まで、令和８年11月21日から令和８年11月23日まで、令和８年12月26日から令和９年１月11日まで、令和９年３月20日から令和９年３月22日までの休日には、本割引を適用しない。